



第3章 全 体 構 想

将来都市像の実現に向け、市全体の都市づくりの方向性を部門別に示します。

- ◆土地利用方針
- ◆交通体系の方針
- ◆安全・安心な都市づくりの方針
- ◆公園・緑地の整備方針
- ◆景観形成の方針
- ◆交流まちづくりの方針

【第3章 全体構想】の構成

1.土地利用方針	1-1 基本的な考え方	
	1-2 土地利用の区分別方針	(1)市街地 (2)田園地域
2.交通体系の方針	2-1 基本的な考え方	
	2-2 道路などの整備方針	(1)市内の円滑な道路体系の形成 (2)駅前広場及び駅周辺での駐車場・駐輪場の整備
	2-3 自転車・歩行者ネットワークの整備方針	(1)自転車ネットワークの確立 (2)安全で人にやさしい歩行空間の整備
	2-4 公共交通の方針	(1)鉄道輸送力強化のための働きかけの推進 (2)公共交通の利便性の向上 (3)鉄道駅及び駅周辺でのバリアフリー化の推進
3.安全・安心な都市づくりの方針	3-1 基本的な考え方	
	3-2 防災・防犯に関する方針	(1)地域防災体制の充実と防災力の向上 (2)防犯体制の充実と犯罪要因を除去する環境形成
	3-3 上・下水道、河川の整備方針	(1)水道水の安定的な供給 (2)下水道施設などの整備 (3)治水と親水を兼ね備えた河川などの整備 (4)総合治水対策の推進
	3-4 環境負荷を軽減するまちづくりの方針	(1)低炭素都市づくりの推進 (2)廃棄物処理施設の整備 (3)ごみの発生抑制とリサイクルの推進 (4)再生可能エネルギーの活用
	3-5 ユニバーサルデザインのまちづくりの方針	(1)道路などのユニバーサルデザイン化の推進 (2)公共施設や大規模施設などでのユニバーサルデザイン化の推進 (3)案内板など公共サインのユニバーサルデザイン化の推進
4.公園・緑地の整備方針	4-1 基本的な考え方	
	4-2 公園・緑地の整備方針	(1)緑の環、緑の軸の形成 (2)まちの緑の活性化 (3)貴重な緑の保全・活用
5.景観形成の方針	5-1 基本的な考え方	
	5-2 景観形成の方針	(1)中山道沿道・周辺地区での歴史的景観形成の推進 (2)住宅地景観 (3)商業地景観 (4)工業地景観 (5)集落地景観
	5-3 公共施設・屋外広告物の景観形成の方針	(1)公共施設 (2)屋外広告物
6.交流まちづくりの方針	6-1 基本的な考え方	
	6-2 交流まちづくりに向けた取り組み方針	(1)市のPR・交流窓口の創出 (2)自転車による交流ネットワークの創出 (3)農業による交流の推進 (4)各地区の公民館での活動の充実 (5)市民と行政との協働のまちづくり

第3章 全体構想

1. 土地利用方針

1-1 基本的な考え方

エコ・コンパクトな集約型都市構造の都市を実現するため、市街地や集落の無秩序な拡大は抑制し、市街地と田園が調和した環境を維持することを目指します。

市街地・主要な集落内については、日常的な生活利便施設を誘導し、歩いて暮らせるまちづくりの実現を目指します。

一方、主要な集落以外の田園地域については、現状の土地利用の維持を基本とし、必要に応じ既存コミュニティの維持や周辺環境に配慮した整備を行うとともに、営農環境及び集落環境の保全を図ります。

1-2 土地利用の区分別方針

(1) 市街地

1) 商業業務系土地利用

①中心商業業務地区（深谷駅周辺中心市街地）

●まちなかを生活街*として再生します

本市の顔にふさわしい魅力的な市街地の形成と業務核都市*としての都市機能の集積を目指し、まちなかに活気とにぎわいを生み出すため、ハードとソフトの両面から総合的な取り組みを進めます。

②拠点商業地区（上柴地区）

●商業・交流複合拠点として、地域に愛される地区形成を目指します

市全体の商業拠点であると同時に、地域住民への生活サービスに資する機能を担う地区であることから、周辺地域の日常生活の利便性向上に向けた機能の充実を目指します。

また、歴史性を備えた深谷駅周辺の中心商業業務地区と大型商業施設を有する拠点商業地区とで双方の特性を明確にし、役割分担をする中で、互いに集客力を高めることができるよう交通ネットワークやイベントなどの連携を充実します。

③地域サービス地区（岡部駅周辺、武川駅周辺、小前田駅周辺）

●日常のサービスに資する商業や生活利便施設の集積を図ります

周辺地域の拠点的な役割を担うため、地域住民に対する日常の生活サービスに資する機能の充実を目指します。

また、各駅周辺については、駅へのアクセス性の向上などにより交通利便性を高め、駐車場や駐輪場の整備などにより交通結節点としての機能強化を図ります。

④沿道サービス地区

●沿道サービス型の商業の集積を図ります

沿道サービス型の商業施設が集積している地区については、今後も集約立地を図るとともに、周辺地域の環境や円滑な交通処理などに十分配慮します。

⑤行政・文化中心地区

●本市の行政・文化の中心として、利便性とシンボル性の高い地区形成を図ります

深谷市役所をはじめ、市立図書館、市民文化会館などの行政・文化施設が集積している仲町及び本住町周辺については、市民が訪れる機会が多い地区であるとともに、公共施設が集約しているため、社会実験的にいろいろな取り組みを行いやすい地区です。

したがって、道路などのユニバーサルデザイン化、緑化の推進などにより地域としての緑の総量の増加、景観的な質の向上（個々の施設のデザイン化やまちなみとしての調和）など、今後の都市づくりを先導するような整備を進めます。

2) 住居系土地利用

①計画住宅地区（基盤整備済・施行中含む）

●良好な居住環境を維持・形成します

土地区画整理事業などにより、道路、公園などの基盤が整備されている地区については、既存の基盤を活かして良好な居住環境の維持・保全に努めます。

さらに、地権者などの合意形成が図られる地区については、地区計画*や建築協定*などを活用し、宅地周りの緑化や調和のとれたまちなみ形成を目指します。

②一般住宅地区

●生活基盤の整備を図り、居住環境の改善を図ります

既成市街地で、道路、公園などの基盤が不足している地区については、生活道路の幅幅や公園・緑地の整備を順次進めることにより、居住環境の改善に努めます。

3) 工業系土地利用

①工業地区

●工業施設の分布や工業地域での配置を維持します

用途地域が工業専用地域の地区については、既存の工業機能を維持し、今後も周辺環境及び環境保全に配慮します。

②住宅・工業複合地区

●住宅・工業各々の機能の共存を図ります

住宅・工業が混在する地区については、生活環境への配慮を促し、双方の機能の共存を図ります。

また、商業系用途地域の地区に商業施設の集約を図るため、準工業地域での大規模商業施設の立地のあり方を検討します。

(2) 田園地域

① 主要な集落

● 地域の文化・交流の核として機能の充実を図ります

田園地域の集落の中でも、学校及び公民館などのコミュニティの拠点が集積している集落については、地域の文化・交流の核として位置づけ、田園地区の生活拠点的な役割を担うための機能の充実を図ります。

② 田園地区

● 営農環境及び集落環境の保全・向上に努めます

農地や農村集落を中心とする田園地区については、営農環境及び集落環境の保全・向上に努めます。

③ 工業地区

● 周辺環境への配慮を行います

既存の工業施設については、既存の工業機能を維持し、周辺環境及び環境保全に配慮します。

● 工業系土地利用の計画的な誘導を行います

花園インターチェンジ周辺及び一般国道 140 号バイパス沿道など、交通利便性の高い地域や工業機能の集積に適している地域については、土地需要動向などの把握に努めるとともに、周辺環境に配慮した計画的な工業系土地利用の誘導を図ります。

● 産業誘導エリアを配置します

本市の産業振興のため、流通業や物流業、新産業や複合産業など、今後成長の見込まれる産業を核として、深谷市総合振興計画に基づいた産業誘導エリアの配置（再配置）を検討します。

産業誘導エリアは、都市基盤の更新（整備）状況や社会・経済動向などを見極めるとともに、周辺環境との調和に配慮して配置（再配置）します。

④ 花園インターチェンジ周辺地区

● 交流と連携による活性化拠点形成を進めます

花園インターチェンジ周辺地区は、広域からの集客力を高める機能とともに、他の都市を含め、観光や農業など、その都市独自の資源や住民との交流・連携機能を有する広域的な活性化拠点の形成を進めます。

この拠点形成にあたっては、周辺地域の環境への調和や円滑な交通処理などに十分配慮します。

また、沿道サービス型商業施設が集積している一般国道 140 号バイパス沿道地区については、現在の機能維持に努め、花園インターチェンジ周辺地区との相乗効果を図ります。

⑤ 特徴的田園景観地区

● 特徴的な景観を保全します

防風林が連続する特徴的な景観を有する櫛挽については、「ふるさとの緑の景観地*」に指定されており、今後も保全の支援を行います。

⑥丘陵・樹林地

●貴重な緑地のまとまりを保全します

市域の南部に位置する丘陵部や市西部の樹林地、鐘撞堂山については、貴重な森林のまとまりとして保全を図ります。

【土地利用方針図】



2. 交通体系の方針

2-1 基本的な考え方

道路は、都市の土台となる骨格を形成するものです。

交通機能として、自動車、自転車、歩行者などを通す「トラフィック機能」、沿道の土地、建物、施設などへの出入りを担保する「アクセス機能」をはじめ、空間機能として、上・下水道、電気、電話、ガスなどの「収容機能」、避難路や延焼防止などの「防災機能」、さらには、都市の骨格を形成し、緑化、通風、採光などの「都市環境機能」など、複合的な役割を担っています。

道路の有するこれらの機能を踏まえた上で、通過交通と地域の交通が混在しないよう広域的な交通を担う幹線道路と日常的な交通を支える生活道路など、道路の役割分担を明確にし、体系的で機能的な道路ネットワークを構築します。

また、環境への負荷を低減し、集約型都市構造を実現するためには、公共交通や自転車・歩行者などのネットワークの充実は、重要なポイントとなります。

これらの視点をベースに、本市の交通体系をとらえ、全ての市民が安全で利用しやすい交通環境を目指します。

2-2 道路などの整備方針

(1) 市内の円滑な道路体系の形成

道路は、広域を結ぶ道路、地区に密接な道路などその役割により分類することができます。以下、道路の分類ごとに方針を整理します。

①自動車専用道路

専ら自動車の交通の用に供し、広域交通を大量で、かつ高速に処理する道路です。

市内には、南西部を関越自動車道が通り、結節点としては、花園インターチェンジがあります。また、関越自動車道寄居パーキングエリアにおいて、ETC専用のインターチェンジの設置を計画しています。

なお、市内からの関越自動車道の利便性をより高めるため、インターチェンジへのアクセス道路については、国・県への要望を含め、強化を図ります。

②広域幹線道路

隣接都市間を広域的に連絡し、通過交通を含め市内に出入りする自動車交通の用に供する道路で、特に高い走行機能と交通処理機能を有すべき道路で、今後とも適正な維持管理を要望していきます。

本市では、以下の路線を位置づけます。

- ・都市計画道路 3.2.1 上武道路
- ・都市計画道路 3.3.2 深谷バイパス
- ・都市計画道路 3.3.31 本庄道路

上記3路線は、市の北側における東西軸を形成するとともに、熊谷市、本庄市及び群馬県太田市などの隣接市を連絡する大宮国道事務所管轄の道路です。

上武道路、深谷バイパスは4車線での供用に向け要望していきます。

- ・都市計画道路 3.3.1 国道 140 号寄居バイパス
- ・都市計画道路 3.3.24 新甲府熊谷線

上記 2 路線は、市の南側における東西軸を形成するとともに、熊谷市、寄居町などの隣接市町を連絡する道路です。

- ・一般国道 254 号

東京都から埼玉県・群馬県を經由し、長野県へ至る広域幹線道路です。寄居町から市内を約 450m 通過し、美里町へと連絡しています。

③都市幹線道路

隣接市町を結ぶ道路、市内の拠点や主要な施設を結び相互間の交通を集約して処理する道路で、都市の骨格を形成する道路です。同路線のバイパスが整備されている一般国道及び主要地方道、都市計画道路などのうち JR 高崎線と立体交差し、市の東西及び南北方向の連携に寄与する道路などを位置づけます。

なお、本市は、南北方向の動線が脆弱なため、県への要望を含め南北方向の幹線道路を重点的に整備し、市域全体の交流・連携強化を図ります。

本市では、以下の路線を位置づけます。

- ・都市計画道路 3.4.8 国道 17 号線
- ・一般国道 140 号
- ・主要地方道伊勢崎深谷線～都市計画道路 3.3.7 西通り線～主要地方道深谷寄居線
- ・都市計画道路 3.3.4 東通り線～市道幹 51 号
- ・都市計画道路 3.4.5 南通り線～コスモス街道～都市計画道路 3.5.32 榛沢通り線
- ・都市計画道路 3.4.6 中央通り線～主要地方道深谷嵐山線
- ・都市計画道路 3.4.9 北通り線
- ・主要地方道本庄妻沼線
- ・主要地方道熊谷児玉線
- ・主要地方道熊谷寄居線
- ・主要地方道花園本庄線
- ・北武蔵広域農道（花植木街道）

④地区幹線道路

前述の都市幹線道路に位置づけた道路以外の都市計画道路、一般県道及び広域農道などを位置づけます。

広域幹線・都市幹線道路を結び、広域幹線・都市幹線道路に囲まれた地域内に発生集中する交通を効率的に集散させるための補助的な幹線的道路として、県への要望を含め、整備を進めます。

なお、荒川を横断する南北方向の道路を秩父線の武川駅と明戸駅の間に配置することについて県へ要望します。

⑤生活道路

日常の交通を集散させるとともに、宅地への出入り交通を処理する道路であり、街区や宅地の外郭を形成する生活に密着した道路です。

住宅地などの主要な生活道路については、幹線系道路との効率的な接続、地区内交通の利便性・安全性の向上を目指して、地区の状況にあわせて、舗装、拡幅、隅切りなどの整備を進めます。

(2) 駅前広場及び駅周辺での駐車場・駐輪場の整備

市内の駅前広場については、現在、深谷駅、小前田駅及び武川駅の北口と南口に都市計画決定*されている駅前広場があり、小前田駅以外については、整備が概ね完了しています。交通結節点としての基本的な機能である駅前広場については、順次整備を進めます。

また、JR高崎線及び秩父線の利用促進のため、駅周辺での駐車場・駐輪場の充実に努めるとともに、違法駐車・駐輪の抑制に努めます。

2-3 自転車・歩行者ネットワークの整備方針

(1) 自転車ネットワークの確立

近年、環境にやさしい乗り物として自転車の活用が注目を浴びています。一方で、歩道上での人との衝突事故などの危険性も指摘されています。

比較的、自転車・歩行者ともに利用が多いと想定される駅周辺市街地については、歩道上での分離、自転車レーンの設置などにより、自転車と歩行者をできるだけ分離するよう努めます。あわせて、自転車の基本交通ルールの周知徹底に努め、自転車利用者のマナーの啓発を図ります。

また、健康増進やレクリエーションとしてのサイクリングにも親しめるように、既存の利根川自転車道や都市計画道路 8.6.1 西島新井線（自転車歩行者専用道路）を活用するとともに、既存道路を利用して、案内板などのサインの整備を行い、主要な公園・緑地などを結ぶ新たな自転車ネットワークの形成に取り組みます。

(2) 安全で人にやさしい歩行空間の整備

歩行者の安全確保のため、歩道の有効幅員確保、段差解消、誘導ブロックの設置に努め、バリアフリー化*を推進します。

また、深谷駅周辺の中心商業業務地区などでは歩行空間の質の向上のために、街路樹や花壇などによる緑化、案内板などの設置、建築物のセットバック*などにより、より快適な歩行空間整備を目指します。

2-4 公共交通の方針

(1) 鉄道輸送力強化のための働きかけの推進

市内の鉄道の利便性の向上のため、J R 高崎線及び秩父線の運行本数の増加や J R 高崎線の岡部駅始発など鉄道輸送力の増強に関する要請を関係機関に行います。

(2) 公共交通の利便性の向上

市内には、民間事業者の路線バス 4 路線とコミュニティバス「くるリン」があります。「くるリン」は平成 22 年度に運行の見直しを行い、シャトル便の増便や岡部、川本、花園の循環バスを事前予約型のタクシー車両による運行に変更するなど、運用の改善を図っています。

今後、民間事業者に対して増便やダイヤ改正などによる利便性の向上を要望するだけでなく、路線変更などによる効率化を働きかけていきます。「くるリン」については、民間事業者によるサービス供給が少ない地域において、サービスの実施方法も含めた検討を進めます。

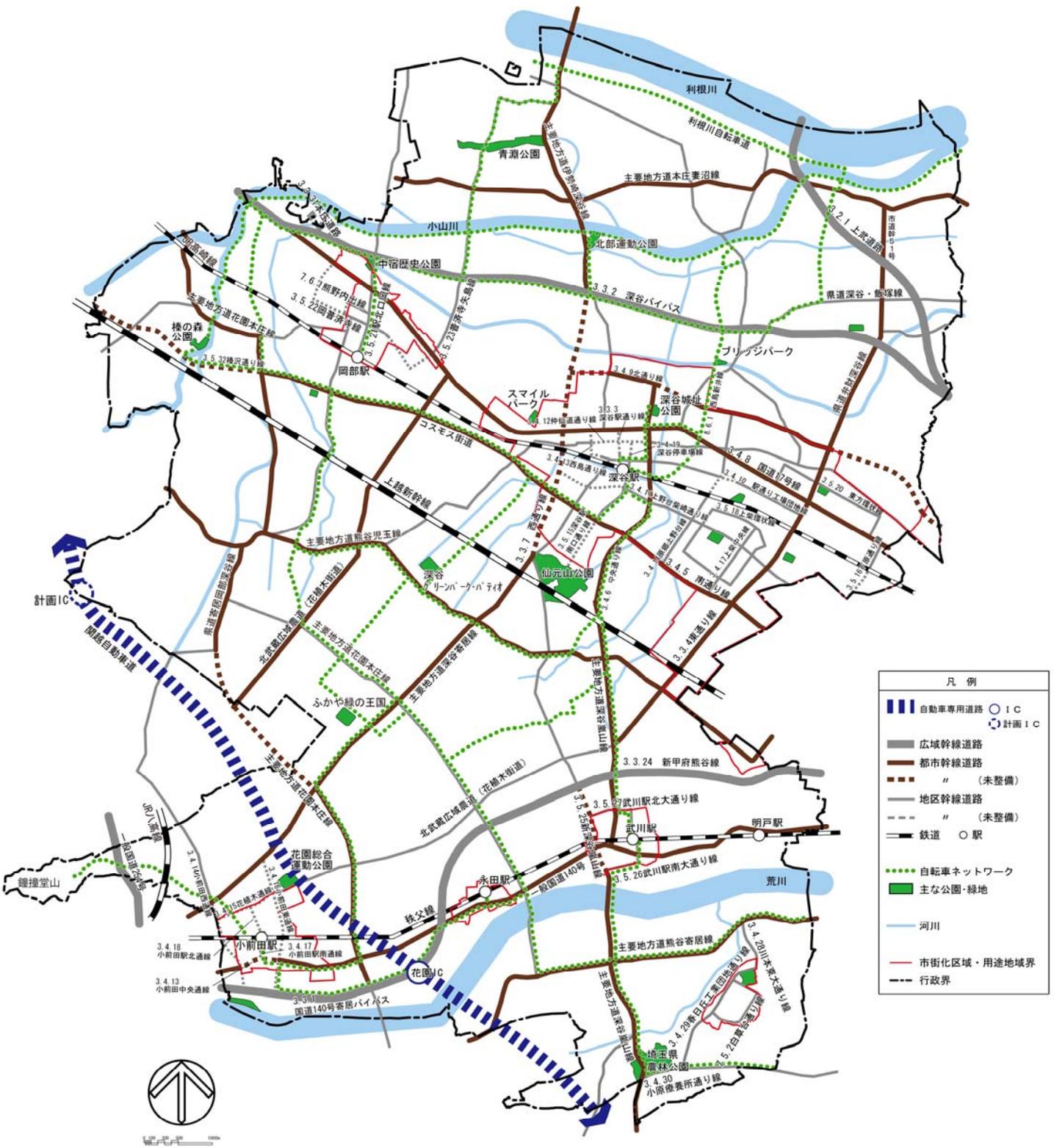
また、公共交通を維持できるよう効果的で効率的な運行に努めるとともに、交通不便地域の解消に向け、NPO 法人*や地域主体のコミュニティバスなどの運行なども視野に入れ、多様な主体による地域の公共交通を支える新たな仕組みづくりを検討します。

(3) 鉄道駅及び駅周辺でのバリアフリー化の推進

市内には、J R 高崎線の 2 駅と秩父線の 4 駅の合計 6 駅があります。

誰にとっても利用しやすい駅となるよう、駅舎へのスロープなどの設置、バスやタクシーへの乗り継ぎのバリアフリー化、駅周辺の公共施設などへのアクセス路のバリアフリー化などを総合的に進めます。(関連施策 3-5 ユニバーサルデザインのまちづくりの方針 参照)

【交通体系の整備方針図】



3. 安全・安心な都市づくりの方針

3-1 基本的な考え方

市民にとって安全・安心で、かつ都市として持続可能な都市づくりを進めていくためには、上・下水道などのライフライン*や河川管理をはじめとする生活環境の充実が必要です。さらには、ユニバーサルデザインの推進や災害対策、地球温暖化対策など広範囲な取り組みが求められます。

また、平成23年3月11日に東日本大震災が起き、改めて非常時の備えの重要性が浮き彫りになりました。行政として対応すべきこと、各個人ですべきことは様々ありますが、一つには、行政と市民が災害時における対応を共有することがあり、全庁的な災害時の対応の再確認・再点検とともに、市民への周知を図っていきます。

3-2 防災・防犯に関する方針

(1) 地域防災体制の充実と防災力の向上

①地域の防災体制の充実

防災対策は、自分の安全は自分で守る自助を原則とし、自助を前提に地域の安全を地域住民が互いに助け合って守る共助に努め、さらに、市をはじめ、警察、消防、県、国といった行政機関、ライフライン各社などによる公助を行うことが基本です。

市民・地域・公的機関がそれぞれ役割を果たし、連携・協働して行うことが被害を最小限に抑えるために非常に重要です。

市民一人ひとりが、普段から災害に関する知識を身につけ、災害を正しく理解し、災害に対する準備ができるよう周知を図るとともに、地域住民による自主防災組織を充実しながら、防災訓練などを通じて地域全体の防災体制の強化を図ります。

また、地震ハザードマップ及び洪水ハザードマップの周知徹底に努め、地域・個人として災害時にどのように行動すべきか点検できるよう促します。

②避難所などの防災拠点と幹線道路の整備

本市の「地域防災計画」では、市民の安全を確保するため、火災の延焼などに対し一時的に避難する広域避難場所として、仙元山公園を指定し、地震災害時などの被災者の収容、救援の避難所として、学校などの体育館、コミュニティセンター、集会所、トレーニングセンターなどを指定しています。市全体では、避難所の総収容可能人数は39,650人、市人口に対する収容率は27.3%となっており、今後、避難所の指定施設拡大を図ります。

また、避難所へ避難する前に、避難者が一時的に集合して状況の確認、集団を形成する場所として、都市公園、学校の校庭などを避難場所として指定しています。避難場所全体の収容能力は269,050人となっており、市の人口に対して十分な収容能力となっています。

さらに、避難場所へ安全に避難できるよう対策を進め、緊急輸送道路*及び主要な幹線道路については、沿道建物の不燃化・耐震化の促進と街路樹の植栽など延焼遮断帯*としての機能の充実に努めます。

なお、幹線道路については、本市は、南北方向の動線が脆弱なため、防災的な観点からも南北軸の強化を図ります。

③防災空間の確保

都市レベルでの防災基盤の整備とともに、街区レベルでの防災性能の向上も重要です。そのため、生活道路、公園・広場などのオープンスペースの整備を行うとともに、準防火地域*の指定の拡大や、深谷市住宅耐震診断補助制度・深谷市木造住宅耐震化補助制度*などを活用しながら、建築物の耐震化・不燃化などの促進に努めます。

④治水対策の推進

本市には、利根川、荒川、中小河川や用排水路があることから、治水対策が重要であり、河川改修や排水機場の整備など、国・県への要望を含め治水対策を推進していきます。（関連施策 3-3上・下水道、河川の整備方針 参照）

(2) 防犯体制の充実と犯罪要因を除去する環境形成

①防犯体制の充実

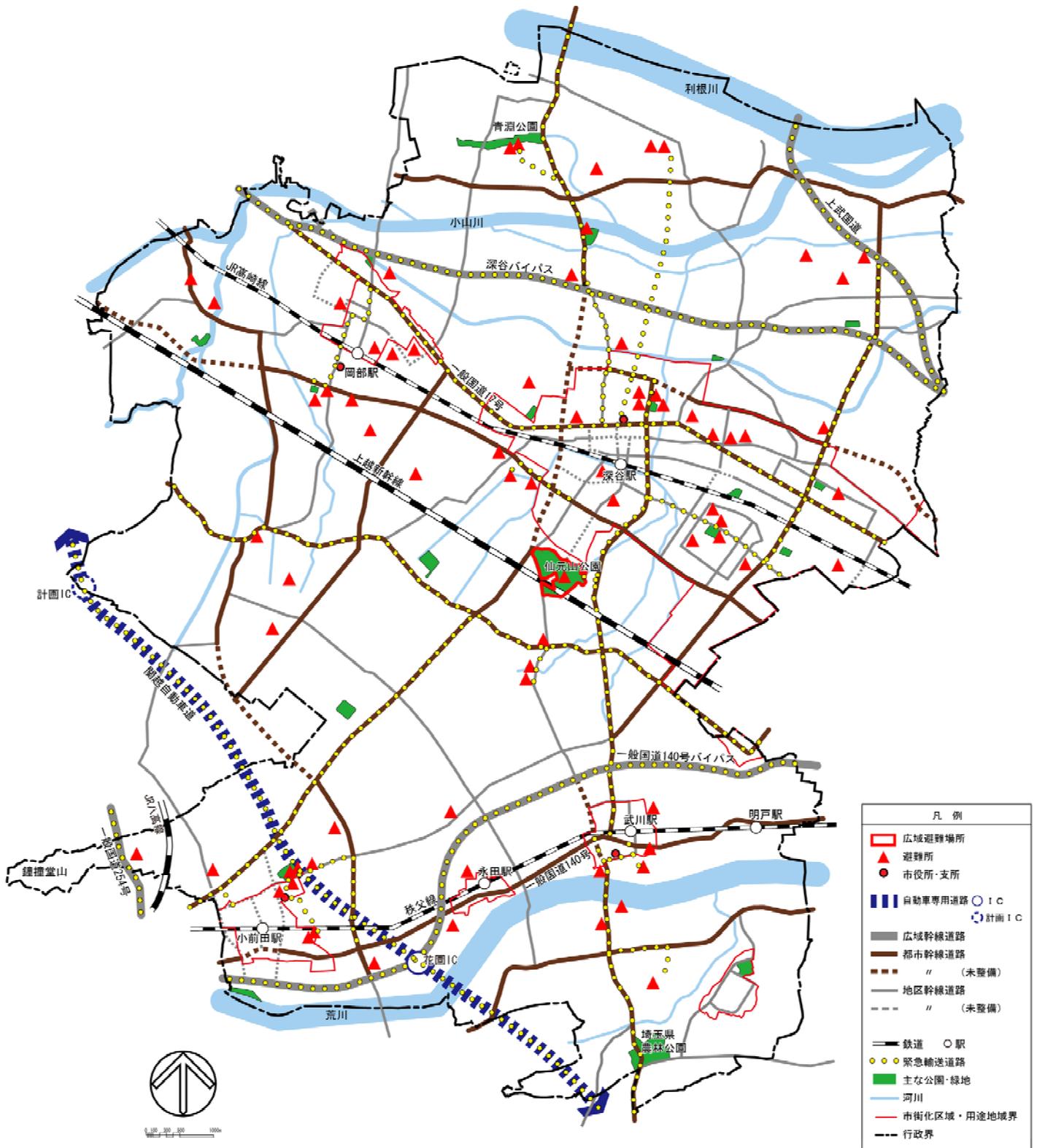
市民の防犯意識の啓発に努めるとともに、地域住民や事業者による自主的な防犯活動（防犯パトロール）に対する支援を図ります。

②犯罪要因を除去する環境形成

市内における各種の犯罪発生をまちづくりの観点から予防するため、防犯の視点を計画段階から取り入れた設計の配慮などを行うことが重要です。

犯罪の起こりにくい環境の形成を目指し、道路、公園、駐車場などにおいては、照明灯の設置や見通しの確保に努め、死角のないオープンな空間づくりに努めます。

【防災拠点の位置図】



3-3 上・下水道、河川の整備方針

(1) 水道水の安定的な供給

市内全域で水道を利用できる環境が整備されています。今後も水道事業の健全経営を確保しながら、安定した水源の確保や水道施設の計画的な整備により、安全でおいしい水の安定的な供給に努めます。

(2) 下水道施設などの整備

本市の下水道計画は、大枠として、市街化区域及び用途地域内は公共下水道、公共下水道計画外の地域では、農業集落排水での対応となっています。

今後も、公衆衛生の向上や河川などの公共用水域の水質保全のため、人口減少の動向や地区の特性に応じて、効率的に公共下水道や農業集落排水の施設の整備に努めます。

公共下水道や農業集落排水の施設については、既に一部の施設で老朽化が進んでおり、新規の整備と並行して、老朽化した施設の改修を図ります。

また、公共下水道への接続率が約84%（平成22年度末）となっており、接続率を高められるように努めるとともに、公共下水道や農業集落排水の整備計画の区域外では、既存単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換の推進に努めます。

なお、本市の下水道は、汚水と雨水を別々に排除する分流式であり、雨水幹線などについても、効率的な整備に努めます。

(3) 治水と親水を兼ね備えた河川などの整備

本市は、利根川と荒川の二大河川を有し、市内にも多くの中小河川や用排水路があります。

河川・水路については、自然災害に備え、治水機能の向上を図るため計画的な整備を図るとともに、自然を生かした整備により、国・県とともに市民に親しみやすい水辺空間の保全と創造に努めます。

(4) 総合治水対策の推進

近年、流域における保水、遊水機能が低下した結果、多発している「都市型水害」や、降雨の範囲が非常に局所的な「集中豪雨」などへの対策が大きな課題となっています。

本市の雨水排水施設は、深谷・岡部・川本地区では約57mm/時、花園地区では約54mm/時の雨量に耐えうる整備を行っていますが、市内の浸水被害を軽減するため、雨水流出抑制施設*などの充実を図ります。

その方法として、公共施設などにおいては、貯留施設の設置に努めるとともに、一般住宅などにも浸透施設の普及に努めるものとします。

また、河川沿いの農地の遊水地としての機能を重視し、保全に努めます。

3-4 環境負荷を軽減するまちづくりの方針

(1) 低炭素都市づくりの推進

地球温暖化問題の主要因である温室効果ガスの排出量の大部分は二酸化炭素（CO₂）が占めており、CO₂の排出削減と吸収増加対策を都市政策の中で進めていくために、「低炭素都市づくり*」という視点が注目されています。

低炭素型の都市を実現するためには、排出抑制対策として集約型への都市構造の変革や公共交通機関の利用促進とともに、吸収増加対策として緑地の保全や都市緑化などが非常に重要であり、低炭素都市づくりにおける都市のみどり分野の施策を推進します。

①二酸化炭素（CO₂）の固定・吸収に向けて

樹木は、光合成によりCO₂を吸収し、有機物に変え、幹や枝に蓄積するという炭素固定機能によってCO₂吸収源となるため、吸収量を増加させる観点からは、草よりも樹木を、樹木の中でも高木を植栽することが重要であり、都市の中での吸収源の増加につなげるため、都市公園の整備や公共公益施設の緑化などの際には、これらを十分ふまえた整備を行います。

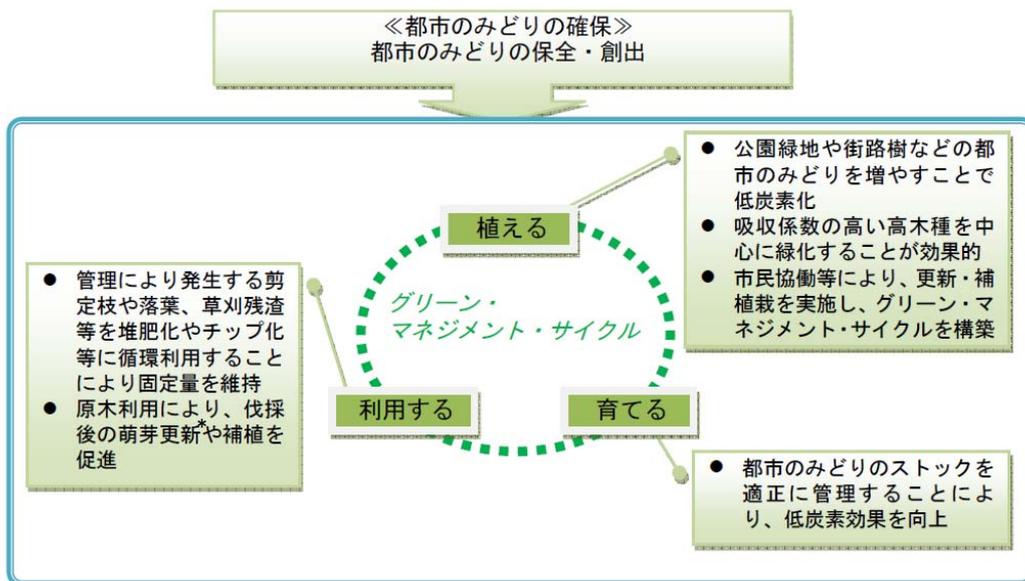
②木質バイオマスの供給・活用に向けて

都市公園内の樹木の管理や街路樹の剪定などによって発生する木質バイオマス*は、堆肥化やチップ化して活用します。

③ヒートアイランド現象の改善に向けて

ヒートアイランド現象*を改善するため、人工被覆面が多い地域では、道路の保水性舗装や建物の敷地内、壁面、屋上緑化などの対策をはじめ民有地を含めた緑化を図ります。

【CO₂の固定・吸収の考え方】



出典) 低炭素都市づくりガイドライン 平成22年 国土交通省都市・地域整備局

(2) 廃棄物処理施設の整備

衛生センターの老朽化が進んでいることから、周辺的生活環境や景観に配慮した新しいし尿処理施設の整備を進めます。

また、ごみ処理施設についても計画的な整備・改修に取り組みます。

(3) ごみの発生抑制とリサイクルの推進

リデュース（Reduce：ごみになるものを減らす）、リユース（Reuse：使い終わったものを捨てないで再び使う）、リサイクル（Recycle：もう一度資源として活かして使う）について、啓発活動を行うとともに、市の業務の中でも積極的に取り組んでいきます。

また、不法投棄を防止するため、パトロールや空き地の管理の指導を行います。

(4) 再生可能エネルギーの活用

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制のため、省エネルギー対策の普及・啓発を図るとともに、再生可能エネルギー*の活用・促進に努めます。

3-5 ユニバーサルデザインのまちづくりの方針

すべての人が安全に安心して参加し、行動できる社会の実現に向けて、誰もがまちの様々な施設やサービス、情報を快適に利用できるようにするため、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

(1) 道路などのユニバーサルデザイン化の推進

本市では、平成15年に「交通バリアフリー基本構想*」を策定しており、深谷駅周辺について、「バリアフリー化すべき経路」と「重点整備地区」を設定し、整備を進めています。

平成18年には「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法*)が制定され、駅を中心とした地区や、高齢者、障がい者などが利用する施設が集まった地区において、より重点的かつ面的・一体的なバリアフリー化の推進が求められるようになりました。

今後、本市においても「バリアフリー新法」に対応する整備に向けた検討を行います。

【バリアフリー化の重点的かつ一体的な推進】



出典) バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック 平成20年
国土交通省 総合政策局

(2) 公共施設や大規模施設などでのユニバーサルデザイン化の推進

市内の公共施設では、市庁舎をはじめ、出入り口やトイレなどについてユニバーサルデザイン化を進めています。

また、施設の改修時期などに合わせ、誰もが利用しやすいよう配慮した整備を行います。

県では、人にやさしいまちづくりの推進のため、「埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例」を定めており、本市においても、該当する建築物については、この条例に則った整備を行います。

(3) 案内板など公共サインのユニバーサルデザイン化の推進

公共サインとは、市が設置主体となった、屋外空間に設置される公共的な視覚、文字による案内板のことを指します。

現状では、設置主体によって、デザインや色がまちまちであったり、外国人や障がい者などに配慮がなされていないものがあります。今後は、ユニバーサルデザインの観点から、市の持つ歴史、自然、公共施設などの情報を分かりやすく、正確に伝達できるよう公共案内板を統一的なデザインにし、誘導・案内機能の充実を図ります。

4. 公園・緑地の整備方針

4-1 基本的な考え方

都市のみどりは、美しい都市景観の形成や市民が身近に楽しめる多様なレクリエーションや自然とのふれあいの場、生物多様性の確保に資する野生生物の生息・成育環境を形成するとともに、災害発生時において避難地や避難路、防災拠点となるなど、都市の防災性の向上にも寄与しています。

また、前述の「環境負荷を軽減するまちづくりの方針」で整理したように、公園・緑地は、二酸化炭素(CO₂)の固定吸収機能、ヒートアイランド現象抑制機能など、低炭素対策においても重要な役割を担っています。

これらの多様な機能が最大限に発揮されるよう、「深谷市緑の基本計画」に示された緑の将来像「人と人、人と自然、地域と地域を結ぶ 緑あふれるまち ふかや」、基本方針、施策内容に基づき、公園・緑地の保全・整備を計画的に推進します。

4-2 公園・緑地の整備方針

(1) 緑の環、緑の軸の形成 ～まち全体につながる緑～

①水と緑あふれる緑の環と軸の形成

利根川、荒川については、環境保全を進めるとともに、レクリエーション活動に利用できるよう河川敷の有効活用を国、県と協議・検討します。

市内の骨格を形成する主要な道路については、緑化を推進し、街路樹の適正な維持管理を行い、充実した緑のつながりを確保します。

市内を流れる中小河川や主要な水路では、水質の保全に努めつつ、景観性を高めるための緑の適切な配置や維持管理を行うとともに、遊歩道の整備など水と緑のネットワークの形成を推進します。

また、緑環状をつなぐ道路においては、既存街路樹の適正な維持管理を行うとともに、道路緑化を推進することで緑のネットワークを形成します。

②緑のネットワークの結節となる緑拠点の形成

平成21年時点で、市域全体の都市公園面積は、93.94haとなっており、「深谷市緑の基本計画」における目標年次の平成41年では、街区公園を10箇所、近隣公園を4箇所新規に整備するものとし、10.5ha増加の104.44haを目標値として定めています。

これらの都市公園を計画的に配置・整備するとともに、市内に点在する小規模な民有林に対して、市民緑地制度などを適用することにより、市民のみなさんが広く利用できる緑地を創出することを検討します。

また、利用されなくなった公共施設の跡地を緑地として利用することを検討します。

(2) まちの緑の活性化 ～まちに広がる生き生きした緑～

①身近な緑があふれるまちなみの形成

前述のように、街区公園を10箇所、市街地内に地域間のバランスに配慮しながら、新たに整備するとともに、既存公園施設の老朽化や利用者ニーズの変化に対応するため、使いやすい公園へのリニューアルを進めます。

また、開発許可制度による開発に合わせた一体的な緑地整備、深谷市工場等立地促進制度*の緑化奨励金を利用した緑化活動の実施を促進します。

②新しい取り組みでの緑の創出と環境保全

「ふかや緑の王国」での市民が主役のまちづくりの実践、「ふかや学校花はなプラン*」や「アダプトプログラム*」での地域ぐるみによる緑化活動については、今後も支援していきます。

また、沿道の住宅の庭や田畑など民有地を活用した道路緑化の推進、校庭の芝生化などによる学校施設の緑化の推進、公園の樹木の落ち葉や剪定された枝葉を堆肥などとして再利用などを行います。

③安全性の高い緑地環境の創出

延焼を防止する緑地を整備するとともに、避難場所に指定されている都市公園において避難場所としての機能の充実を行います。

また、樹木の維持管理を適切に行うことで、公園内の見通しを良くします。

さらに、冬季の北西寄りの季節風などによって田畑の土が巻き上げられる状況を緩和するため、防風機能の高い緑地の創出を検討します。

④市民が支える緑化の仕組みづくり

地域ぐるみの緑のまちなみづくりに向け、緑地協定制*などの導入を検討するとともに、個人の庭で行っているガーデニングを一般公開するオープンガーデンの活動を支援し、ガーデンシティふかや推進事業の取り組みを今後とも進めていきます。

また、花・植木の産業振興と環境保全の両面からのアプローチとして、花や植木などの一大産地を形成している武蔵野エリアを中心に、「ふかや緑の回廊基本構想*」を推進しており、今後もこの取り組みを継続します。

(3) 貴重な緑の保全・活用 ～まちの財産として継承する緑～

①ふるさと風景を形成する緑地の保全・活用

鐘撞堂山周辺、岡部地区南西部及び川本地区南部の樹林地の緑環境を保全しつつ、さらなる活用を検討していきます。

また、「ふるさとの緑の景観地」に指定されている櫛挽の防風林について引き続き保全の支援をしていきます。

さらに、市域面積の5割弱を占める農用地区域を適切に保全するとともに、農業委員会が進めるアグリハローワーク*を活用して、遊休農地の活用につながる情報を発信し、遊休農地問題の解消に努めます。

②歴史・文化と融合した特色ある緑の保全・活用

青淵公園と渋沢栄一翁生誕の地の一体的な保全と活用、中宿歴史公園や鹿島古墳群の保全、深谷駅ステーションガーデンの緑化など文化施設周辺の緑を景観に配慮して保全し、効果的に緑化します。

また、文化施設を核とした地域と地域をつなぐ緑と歴史・文化のネットワークの形成について検討します。

③自然環境の適切な維持管理・保全

森林整備計画対象民有林*を適切に保全するとともに、屋敷林や社寺林などの樹木について、保存樹木などの指定制度などを活用し適切に保全します。

また、市内を流れる中小河川では多自然川づくり*を行うことに努めるとともに、河川美化活動を市民のみなさんと協力し、美しい河川を維持管理します。

④環境学習に活用できる緑の保全・活用

櫛挽の防風林や仙元山の樹林、榛の森公園など市内の特徴的な緑地を環境学習の場としての活用方法の検討や、「ふかや緑の王国」の「王国ボランティア*」のみなさんへの支援を行い、学校教育や生涯学習における環境学習の充実、青淵公園を自然観察の場として市内の小中学校などの環境学習に活用、荒川の水辺の学習環境の充実などを行います。

5. 景観形成の方針

5-1 基本的な考え方

本市は、農地が広がる田園風景、南部の丘陵地の緑、利根川や荒川をはじめ市内各地に分布する身近な河川・水路など、豊かな自然を感じさせる景観に恵まれています。

また、古代の史跡や近代の文化遺産が点在するとともに、冬季の強い北西風に備えての防風林や屋敷林なども残されており、本市の個性を演出する要素となっています。

一方、市街地のまちなみとしては、中山道沿道・周辺地区に残された古くからのレンガ造りの倉庫、まちの玄関口である深谷駅舎や駅前のステーションガーデンなど、特徴的な景観ポイントとなっている場所があります。

これらの深谷らしさの基調となる景観資源の保全・再生を図るとともに、魅力あるまちなみ景観の創造を図ります。

5-2 景観形成の方針

(1) 中山道沿道・周辺地区での歴史的景観形成の推進

中山道沿道・周辺地区は、歴史的な景観資源（近代建築、蔵、レンガ造煙突など）も多く、既に、七ツ梅酒造跡*において、「深谷シネマ*」と「中山道深谷宿本舗*」などが営業しており、歴史的な資源の活用が図られるとともに、中心市街地の活性化拠点として重要な役割を果たしています。

この地区の歴史的まちなみの継承の促進や道路や街灯などのデザイン化の検討を行い、歴史的な雰囲気を醸し出す調和のとれたまちなみ形成を図ります。

今後も中山道沿道をはじめとする中心市街地の景観的な魅力を高めることにより、人の集客を促し、にぎわいのある商業空間の形成につなげていきます。



七ツ梅酒造跡



中山道沿道

(2) 住宅地景観

住宅地については、地区計画、建築協定、緑地協定などを活用しながら、敷地内及び沿道の緑化、建物の意匠、配置などの工夫などにより、ゆとりと潤いのある住宅地景観の形成を目指します。

(3) 商業地景観

商業地については、地区の特性を踏まえながら、舗装、街灯、街路樹などの修景整備を図るとともに、人々が憩える空間の整備などにより、美しく、かつ、活気と賑わいを生み出すような商業地景観の形成を目指します。



上柴地区複合施設*

(4) 工業地景観

工業地については、緩衝緑地や敷地内緑地により、周辺の市街地や田園環境と調和した良好で緑豊かな工業地景観の形成を目指します。

(5) 集落地景観

のどかな地域環境を考慮し、敷地空間にゆとりを取るような建築物などの配置に努め、建築物などの形態・意匠については、屋敷林、田園などの背景との調和に配慮するとともに、敷地周りは植栽・生垣など、地域に潤いを与える緑化に努めます。



山並みが見える田園景観



屋敷林を有する集落景観

5-3 公共施設・屋外広告物の景観形成の方針

(1) 公共施設

市内には、深谷駅舎をはじめ、特徴的なデザインの公共施設が数多くあります。

今後も、公共施設は、安全性や快適性を保ちつつ、市の景観にうるおいや彩りを添え、地域の景観形成を先導する施設となるよう整備を進めます。



ステーションガーデンと深谷駅

(2) 屋外広告物

屋外広告物*がまちなみの魅力を高めるよう、数量や大きさ及び設置位置に十分な配慮を行うとともに、商業地や幹線道路沿道などの景観特性にふさわしい良質な屋外広告物の掲出により、まちなみの質を高め、地域の魅力の向上を図ります。

6. 交流まちづくりの方針

6-1 基本的な考え方

都市づくりの基本理念を実現するために、「交流」は重要なキーワードになると考えられます。

他地域から人を呼び込むためには、本市ならではの魅力が必要であり、さらに、何度も訪れてもらうためには、魅力を評価してもらうことが重要です。

訪れた人々との交流を通して、本市の長所・短所を再発見し、また、市民同士の交流を深めていくことで、より魅力的なまちへと進化していくことが可能になります。

交流を活発にしていくためには、円滑な人の移動を担保する前述の道路や公共交通、公共サインなどの都市基盤などを整備することも必要です。

また、深谷の魅力を形成している田園（自然環境、農業など）や歴史（中山道、歴史的建造物など）などの各資源を大切にするとともに、実業風土*（渋沢栄一、産業振興など）を組み合わせ、これらを活用し、連携した取り組みを市民との協働のもとで行うことにより、さらなる魅力の向上や交流人口の増加を目指します。

6-2 交流まちづくりに向けた取り組み方針

(1) 市のPR・交流窓口の創出

本市の玄関口である深谷駅周辺に、市民と協働で観光案内機能の強化、レンタサイクル、特産物の販売所などの機能配置の検討を行います。

あわせて、花園インターチェンジは、車の玄関口として重要であり、インターチェンジ周辺における主な観光・交流資源への車対応の誘導サインの充実などを検討します。

また、本市の四季やイベントなどの魅力をタイムリーに発信できるよう、市のホームページなどを活用し、情報発信を充実します。

さらに、市内を訪れた人が、本市の観光資源などを巡りやすいよう「まちあるきマップ」、
「自転車観光マップ」などを作成し、ホームページでの発信や、交流窓口での配布などを検討します。

(2) 自転車による交流ネットワークの創出

都市計画道路の自転車歩行者専用道路、幹線道路の自転車歩行者道などを活用しつつ、主要な観光スポットや公園・緑地を結ぶ周遊ルートを設定し、案内板などのサインの整備を行い、自転車ネットワークの形成を目指します。（関連施策 2-3 自転車・歩行者ネットワークの整備方針 参照）

あわせて、観光客が駅からの交通手段として自転車を選択できるよう駅周辺でのレンタサイクル導入の可能性についても検討します。

(3) 農業による交流の推進

道の駅や農産物直売所での産直野菜などの販売などを引き続き行うとともに、農に親しむ場や地域活動の場として、体験農園などの拡充を検討します。

(4) 各地区の公民館での活動の充実

本市では、12のコミュニティ区分ごとに会議室などの設備が整った公民館が整備されています。

公民館を利用して、地域に住む人々の交流の活性化につながるような取り組みを行い、公民館を地域活動の拠点的な役割を担う施設と位置づけます。

例えば、地域交流支援の一環として、公民館を活用し、施設周囲のスペースの広場的な活用、地域住民活動の拠点としての参加プログラムを実施するなどして、市民の集いの場として機能させる取り組みを進めます。

(5) 市民と行政との協働のまちづくり

インターネットなども活用しながら、広報・広聴の充実を図り、市民と行政との情報共有を進めるとともに、まちづくりへの参加機会の充実及び市民が自主的に行うまちづくり活動などに対する支援に努め、市民と行政との協働のまちづくりを進めます。

